LED照明一式の賃貸借にかかる公募型プロポーザル方式実施要領

令和２年２月７日

（目　的）

第1条　この要領は、沖縄県立中部病院が発注するLED照明一式の賃貸借（以下「本賃貸借」という。）について、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の2第1項第2号の規定に基づき随意契約を締結するため、本賃貸借に関し提案を求め、最も優れた者と契約を締結することを目的とし、公募型プロポーザル方式の実施について必要となる事項を定めるものとする。

（定　義）

第2条　この要領において、公募型プロポーザル方式とは、本賃貸借の概要、参加資格等を公表して参加業者を募り、申込者の参加資格を確認し、本賃貸借についての発想、課題解決方法、取組み体制等に関する提案書等の提出を求め、提案者の創造性、技術力、経験等を総合的に審査し、本賃貸借の内容に最も適した契約交渉相手方を決定する方式をいう。

（理　由）

第3条　本賃貸借はLED照明一式の賃貸借について、独特の特徴ある構成やサポート体制などについて提案説明が可能な公募型プロポーザル方式を採用する。

（手続き開始の公告）

第4条　院長は、本賃貸借の公募型プロポーザル方式参加業者を募集する場合には、次の事項を公告するものとする。

(1)　公募型プロポーザル募集要項（以下「募集要項」という。）

(2)　その他必要と認める事項

2　前項の公告は、次によるものとする。

(1)　沖縄県立中部病院ホームページ

(2)　沖縄県立中部病院に設置された掲示板での閲覧

（参加資格要件）

第5条　本賃貸借のプロポーザルに参加する者は、募集要項公告日から本賃貸借にかかる契約締結日までの間、次の各号に掲げる全ての要件を満たすものとする。

(1)　地方自治法施行令第167条の4の第1項の規定に該当しないこと。

(2)　地方自治法施行令第167条の4の第2項の規定に該当しないこと。

(3)　手形交換所により取引停止処分を受ける等、経営状態が著しく不健全なものでないこと。

(4)　国税の滞納が無いこと

(5)　会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく会社更生手続開始若しくは更生手続開始の申立てがされている場合又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始若しくは再生手続開始の申立てがされている場合にあっては、一般競争入札参加資格の再審査に係る認定を受けていること。

(6)　暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成３年法律第77号)第２条第２項に規定する暴力団をいう。)又はその構成員(暴力団の構成団体の構成員を含む。)若しくは暴力団の構成員でなくなった日から５年を経過しない者の統制下にないこと。

(7)　その他募集要項で示した参加資格要件を満たしていること。また、同要件を満たしている事が確認できるものを提出すること。

（失格基準）

第6条　次の事項のいずれかに該当した場合は、その者の本賃貸借への参加資格を満たさなかったものとみなし、失格とする。

(1)　募集要項に定められた参加資格を満たさないとき。

(2)　募集要項に定められた提出方法によらず提案書が提出されたとき。

(3)　募集要項に定められた受付期間までに提案書が提出されなかったとき。

(4)　募集要項により提出を求められた諸様式について、記載すべき事項が記載されていないとき。

(5)　提出を求められた諸様式について、虚偽の内容が記載されていることが判明したとき。

(6)　本賃貸借のプロポーザル手続きにおいて、不正行為が行われたことが判明したとき。

(7)　その他本要領、募集要項に違反する等、本賃貸借の実施にふさわしくない行為が行われたとき。

（参加申込書の提出等）

第7条　本賃貸借のプロポーザルに参加する者は、参加申込書(様式第1号)を提出するものとする。

2　参加申込書の提出方法、提出先及び受付期間は募集要項に明示する。

3　参加申込書を提出した者の参加資格を担当部署が審査し、参加申込者全員に参加資格審査結果通知書により通知する。

4　前項により資格を有することを認められなかった者は、通知の日の翌日から起算して3日（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第１条に規定する行政機関の休日を含まない。）以内に、書面により、その理由について説明を求めることができる。

5　院長は、資格を有することを認められなかった理由について説明を求められたときは、説明を求めることができる期限の最終日の翌日から起算して3日以内に、書面により回答しなければならない。

（参加辞退）

第8条　前条により本賃貸借の参加申込みを行った者は、随意契約の相手方が決定するまでは、いつでも参加を辞退することができる。この場合には、辞退届(様式第3号)を沖縄県立中部病院へ提出するものとする。なお、辞退した者については、これを理由として以後の入札参加資格等について不利益な取り扱いを受けるものではない。

（提案者の決定）

第9条　LED照明一式の賃貸借に係る公募型プロポーザル方式選定審査会（以下「審査会」という。）は、別に審査要項を定め、提案者の提案書類、本賃貸借に対する提案者の意欲、理解力及び提案内容をより理解するためのヒアリング（プレゼンテーション、デモンストレーション）等を行い、審査基準に基づき点数化して評価し、順位が最上位の者を本賃貸借にかかる契約候補者として、随意契約の交渉相手方に決定するものとする。

2　院長は、審査が完了したときに、その結果を指定した期日までに提案者全員にプロポーザル審査結果通知書により通知するものとする。

3　前項により契約候補者とならなかった者は、通知の日の翌日から起算して3日（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第１条に規定する行政機関の休日を含まない。）以内に、書面により、その理由について説明を求めることができる。

4　院長は、契約候補者とならなかった理由について説明を求められたときは、説明を求めることができる期限の最終日の翌日から起算して3日以内に、書面により回答しなければならない。

（審査結果の公表）

第11条　院長は、第10条による審査結果について、速やかに沖縄県立中部病院ホームページにて公表するものとする。

（随意契約の締結）

第12条　第10条第1項により決定された契約交渉相手方に対し、本賃貸借の仕様等について協議し、随意契約を締結するものとする。

2　第10条第1項により決定された契約交渉相手方について、辞退、失格その他の理由により本賃貸借の随意契約を締結することができなくなったときは、次点者に対し、本賃貸借の仕様等について協議し、随意契約を締結するものとする。

（留意事項）

第13条　本賃貸借のプロポーザル実施にあたっては、次の事項に留意する。

(1)　参加申込、提出書類の作成・提出、ヒアリング等への参加等に関する一切の費用は提案者の負担とする。

(2)　本賃貸借のプロポーザル実施にあたり、不正行為を行った者又は提出を求められた諸様式に虚偽の記載を行った者は、指名停止措置要綱に基づき、指名停止を行う場合がある。

(3)　受付期間以降の参加申込書、技術提案書及び諸様式（以下「提出書類」という。）の差し替え、引き換えは原則として認めない。（ただし、技術提案書の内容を確認するため、追加資料を求めた場合はこの限りでない。）

(4)　提出書類については、返却しない。

(5)　提出書類については、本業務の審査以外の目的には使用しない。

(6)　提出書類については、非公表とする。

（その他）

第14条　本要領に定めのない事項については、審査会等において別途協議し決定するものとする。

　　　附　則

　この要領は、令和元年12月11日から施行する。

（様式第1号）

令和　　年　　月　　日

　（宛先）沖縄県立中部病院長

住所又は所在地

商号又は名称

代表者職氏名　　　　　　　　　　　印

参　加　申　込　書

　下記について、プロポーザルの参加を申し込みます。

1. 件名： LED照明一式の賃貸借

２．連絡先

（所属）　　 　 （役職）　　 　　（担当者氏名）

（電話番号）

（ＦＡＸ番号）

（e-mail）

（様式第3号）

辞　退　届

令和　　年　　月　　日

　（宛先）沖縄県立中部病院長

住所又は所在地

商号又は名称

代表者職氏名　　　　　　　　　　　印

下記のプロポーザルにつきましては、都合により辞退いたしたくお届けします。

記

1. 件名

LED照明一式の賃貸借